

# 序章 立地適正化計画について

## (1) 立地適正化計画策定の目的

我が国では、急速な人口減少や高齢化を背景として、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。また、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、防災まちづくりの推進という観点から総合的な対策を講じることが急務となっています。

こうした中、医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が、これらの施設等に公共交通でアクセスできる等、都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、国では、平成 26 年（2014 年）8 月に都市再生特別措置法が改正され、市町村による立地適正化計画の策定が可能となりました。さらに、令和 2 年（2020 年）9 月には、頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおける賑わいを創出し、安全で魅力的なまちづくりの推進を図るため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。

国東市においては、今後の急速な人口減少が見込まれる状況においても、まちの魅力と市民の誇りを失うことなく、将来にわたり持続可能で、安心して快適に暮らし続けられるまちづくりを目指すため、立地適正化計画を策定します。

## (2) 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、地域公共交通と連携しながら、長期的な視点で「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。

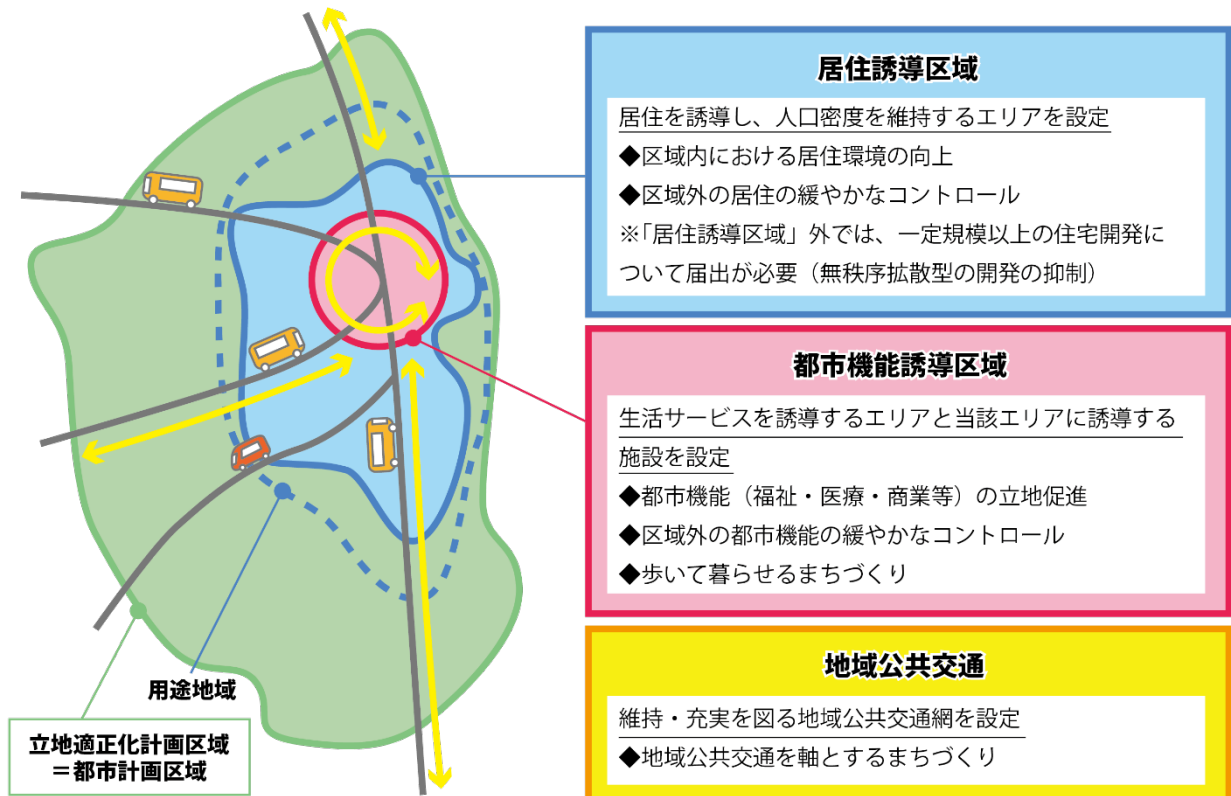


図 立地適正化計画の概要

### (3) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、上位計画である「第2次国東市総合計画」に即するとともに、関連計画と相互に連携を図りながら、実現に向けた取組を進めます。

#### <大分県の計画>

#### <国東市の計画>

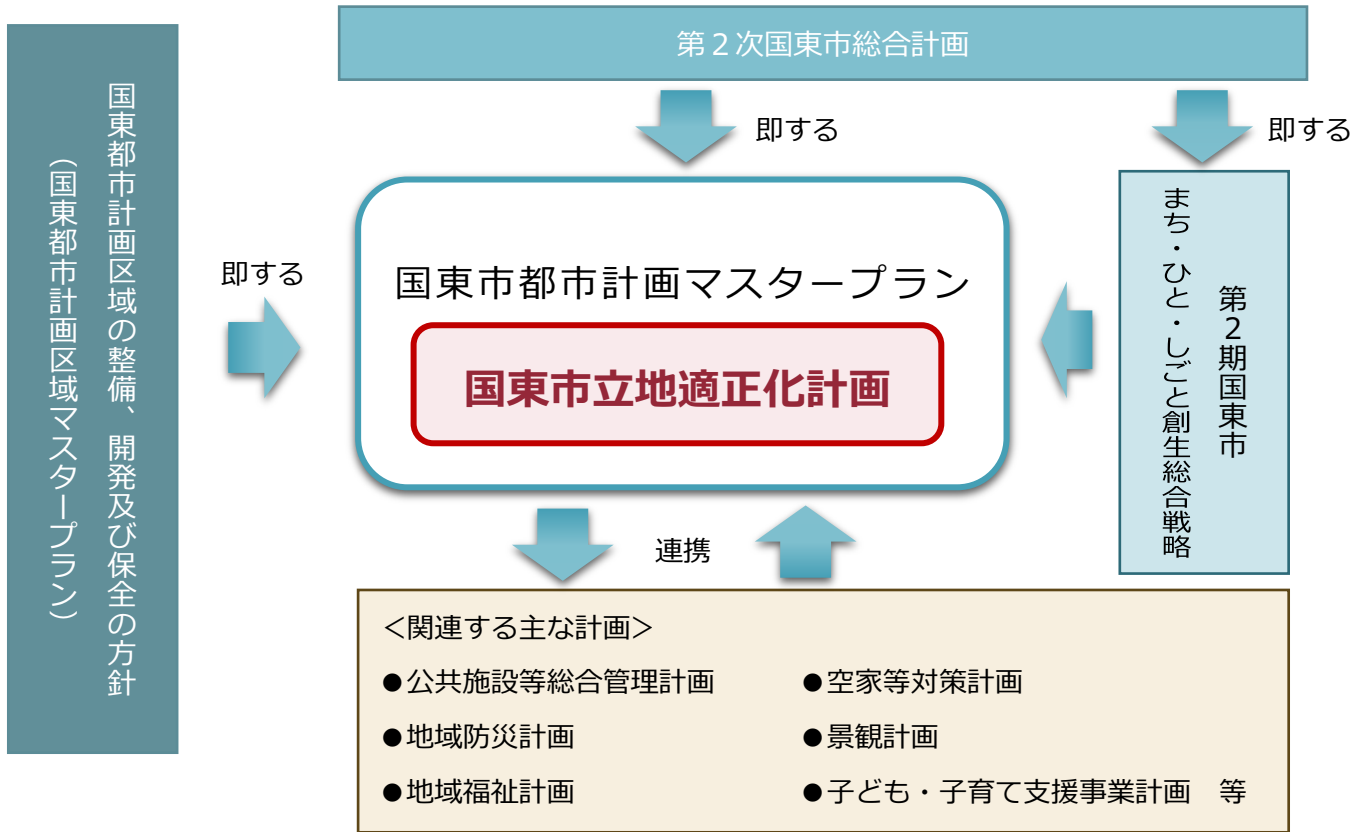


図 立地適正化計画の位置づけ

### (4) 計画の策定体制

本計画の策定体制は以下の通りです。

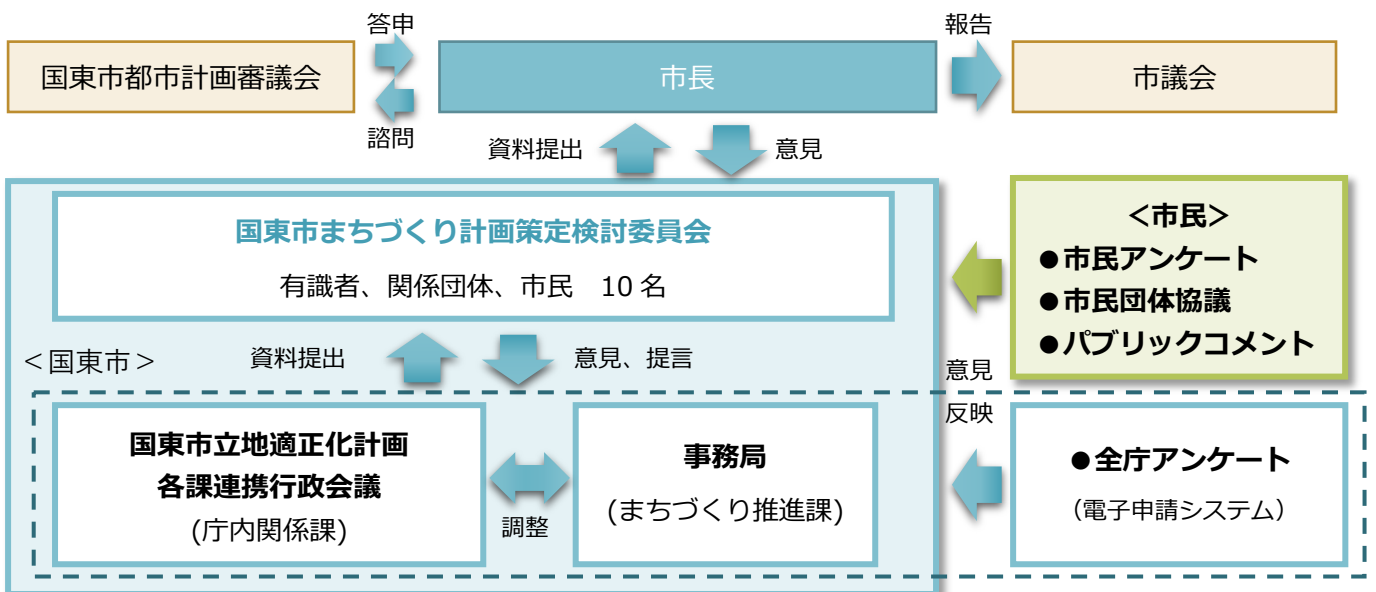


図 計画の策定体制

## (5) 計画の対象区域

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき、本市の都市計画区域である「国東都市計画区域」を対象区域とします。

なお、本市には都市計画区域外においても、合併前旧町の中心部や田園集落等、多様な居住環境が存在しており、今後も、個人の生活スタイルに基づく様々な居住の在り方を尊重する視点から、市域全域を視野に入れた計画とします。

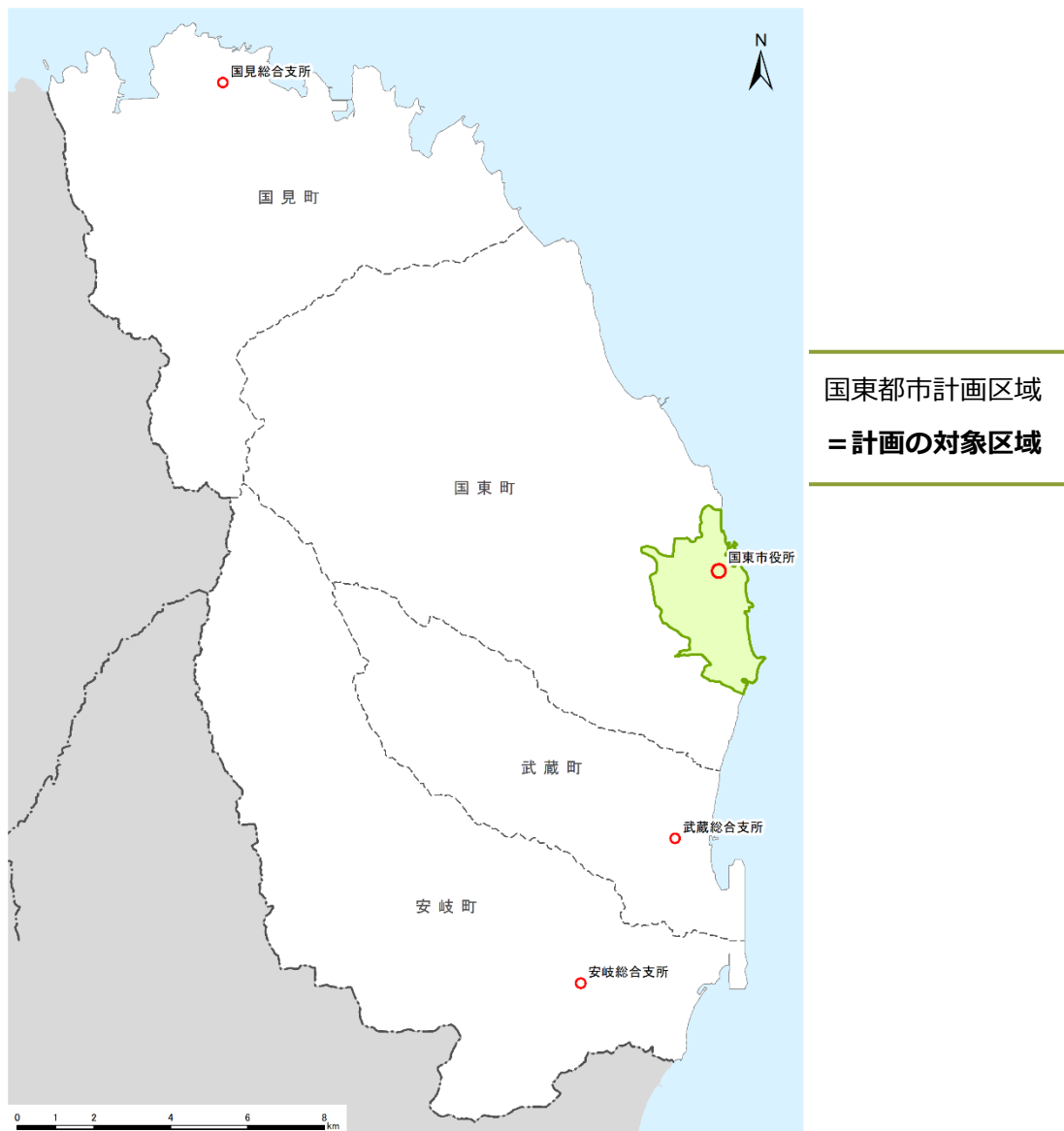


図 計画の対象区域

## (6) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、おおむね 20 年後の将来を展望した計画として、令和 24 年（2042 年）とします。「国東市都市計画マスタープラン」等の見直しや基盤整備の状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。